

議案第20号

石岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
及び石岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
を制定することについて

石岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び石岡市
固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により
議会の議決を求める。

令和2年2月25日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、
関係条例に係る所要の改正を行うため。

石岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び石岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

(石岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第1条 石岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年石岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

第1条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第9条第1項」を「第13条第1項」に改める。

(石岡市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 石岡市固定資産評価審査委員会条例（平成17年石岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。